

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

目次

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

ページ

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中、「及び令附則第五条の二」を削る。

様式第四十号の二及び様式第四十号の三を次のように改める。

様式第40号の2

第 号
年 月 日

宮城県

所長 殿

市長村長

印

個人県民税払込通知書

年 月収入(年度歳入)分を下記のとおり払い込んだので通知します。

区	分	本 税	延 滞 金	過 小	不 申 告	重 加	計	払 込 年 月 日
今 回 払 込 額	現 年							
	滞 繰							

県民税払込額算出の内訳

適用あん分率	当該年度特定あん分率	0.
	当該年度確定あん分率	0.

月 日現在		県市町村民税収入済額		個人県民税相当額		県 民 税 未 収 入 額 (4・5月末のみ)	備 考
区	分	本 月 分	累 計	本 月 分	累 計		
現 年 度 分	本 税						
	延 滞 金						
滞 納 繰 越 分	平成19年度 以降に課し た個人県民 税の徴収金 に係るもの	本 税					
		延 滞 金					
	平成18年度 までに課し た個人県民 税の徴収金 に係るもの	本 税					
		延 滞 金					

様式第40号の3

個人県民税払込精算書(年度分)

年 月 日

宮城県 所長 殿

市長村長 印

宮城県県税条例第35条の規定に基づく同条例施行規則第23条の3の規定により下記のとおり報告します。

現年課税分	3月31日現在の本年度の収入となるべき課税額	県民税	円	3月31日現在の確定あん分率(円位まで正しく計算されるもの) ①	0.
		市町村民税	円		
		計	円		
	区 分	本 税(円)	延滞金(円)	加算金(円)	計(円)
	3月31日現在の市町村及び県が収入した県・市町村民税の合計額②				
	確定あん分率により県民税として県に払い込むべき額(①×②)③				
	3月31日までに県民税として県に払い込んだ額(県が徴収した県民税の額を含む。)④				
4月に払い込むべき額(③-④)					
滞納繰越分	3月31日現在の調定額	県民税	円	3月31日現在の確定あん分率(円位まで正しく計算されるもの) ⑤	0.
		市町村民税	円		
		計	円		
	区 分	本 税(円)	延滞金(円)	加算金(円)	計(円)
	3月31日現在の市町村及び県が収入した県・市町村民税の合計額⑥				
	確定あん分率により県民税として県に払い込むべき額(⑤×⑥)⑦				
	3月31日までに県民税として県に払い込んだ額(県が徴収した県民税の額を含む。)⑧				
4月に払い込むべき額(⑦-⑧)					

様式第四十四号を次のように改める。

個人県民税徴収状況報告書 (年 月 日)

宮城県 所長 殿
市町村長

宮城県税条例第35条の規定により下記のとおり報告します。

宮城県税条例第35条の規定により下記のとおり報告します。

確定あん分率 0.

区	分	現年課税分 (年 5 月 31 日現在)			滞納繰越分 (年 月 日現在)			合 計			
		県市町村民税 各算額 (円)	実 人 員 (人)	県民税額 (円) A	県市町村民税 各算額 (円)	実 人 員 (人)	県民税額 (円) B	県市町村民税 各算額 (円)	実 人 員 (人)	県 民 税 額 (円)	
本	年 度 最 終 調 定 額 ①			㉗						㉗	
本	年 度 中 収 入 済 額 ②										
過	誤 納 金 還 付 未 済 額 ③										
本	年 度 中 不 納 欠 損 額 ④										
不 納 欠 の 損 内 額 ④	地 方 税 法 第 18 条 該 当 ⑤										
	地 方 税 法 第 15 条 の 7 第 4 項 該 当 ⑥										
	地 方 税 法 第 15 条 の 7 第 5 項 該 当 ⑦										
	入 未 済 額 (① - ② + ③ - ④) ⑧			㉘			㉙				
収 入 未 済 額 ⑧	財 産 差 押 額 ⑨										
	換 価 猶 予 額 ⑩										
	滞 納 処 分 の 停 止 額 ⑪	滞 納 処 分 の 停 止 額 ⑪									
		滞 納 処 分 の 停 止 額 ⑪									
		滞 納 処 分 の 停 止 額 ⑪									
		滞 納 処 分 の 停 止 額 ⑪									
	徴 収 猶 予 額 ⑫	徴 収 猶 予 額 ⑫									
		徴 収 猶 予 額 ⑫									
		徴 収 猶 予 額 ⑫									
	徴 収 嘱 託 額 ⑬	徴 収 嘱 託 額 ⑬									
徴 収 嘱 託 額 ⑬											
徴 収 嘱 託 額 ⑬											
徴 収 他 額 ⑭	徴 収 他 額 ⑭										
	徴 収 他 額 ⑭										
	徴 収 他 額 ⑭										
県 民 税 内 払 込 額 (②)	私 込 済 額										
	過 払 込 額 ()										

様式第四十六号を次のように改める。

様式第46号

個人県民税徴収取扱費計算書				年	月から
				年	月まで
宮城県 所長 殿				年 月 日	
				市町村長 印	
宮城県県税条例第37条の規定により下記のとおり提出します。					
区 分	計 算 基 礎 ①	①に乗ずる金額 又は ②	取 扱 費 (①×②) (円)	費 (銭)	
賦課決定(既に確定した税額の変更を除外)した個人県民税の納税義務者数	当該年度 ③	人	円		
	過年度賦課取消分	人	4,000円		
	平成19年度及び20年度の賦課取消分 ④	人	3,300円		
	平成21年度及び22年度の賦課取消分 ⑤	人	3,000円		
	平成23年度以降の賦課取消分 ⑥	人	/		
③ - ④ - ⑤ - ⑥ ⑦	人	/			
還付充当した個人県・市町村民税に係る過誤納金額 ⑧	件	円	あん分率		
⑧に係る還付加算金額 ⑨	件	円	あん分率		
法第321条第2項の規定による報奨金額 ⑩	件	円	あん分率		
法第47条第1項第5号に規定する所得割額から控除できなかった金額 ⑪	/				
平成18年度までに賦課決定をされたもの	個人県民税納税通知書等 ⑫	通数	円		
	県に払い込んだ個人県民税に係る徴収金の金額(本税・延滞金・加算金の合計) ⑬	円	7 / 100		
合 計 額 ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬			⑭		
7月, 10月, 1月における各期別の交付額 = ⑭ / 4					
7月, 10月, 1月における各期別の交付額 = ⑭ / 4 (1円未満切捨)					
月から 月までの交付済額 (1円未満切捨)			⑮		
4月交付額 (⑭ - ⑮, 1円未満切捨) ⑯					
摘 要					

(備考) この計算書は、4月から6月まで、4月から9月まで、4月から12月まで及び4月から翌年3月までの各期間の事実に基づき年4回提出すること。なお、7月提出分については⑮及び⑯、10月、1月提出分については の記載を要しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。